

町田市長 石坂 丈一 様

申請者

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____

電 話 _____

町田市補助金等交付申請書【住宅バリアフリー化改修工事】

下記のとおり補助金等を交付していただきたく、補助金等の予算の執行に関する規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業等の目的及び内容	町田市住宅バリアフリー化改修助成金交付要綱に規定する助成対象事業を行うため															
2 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">予定事業費</td> <td style="text-align: right;">円（税込）</td> </tr> <tr> <td>うち、助成対象経費</td> <td style="text-align: right;">円（税込）</td> </tr> </table>	予定事業費	円（税込）	うち、助成対象経費	円（税込）											
予定事業費	円（税込）															
うち、助成対象経費	円（税込）															
3 補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">着手予定</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>完了予定</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> </table>	着手予定	年	月	日		完了予定	年	月	日						
着手予定	年	月	日													
完了予定	年	月	日													
4 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">助成対象経費</td> <td style="width: 10%;">円×8/10=</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">,000円</td> <td style="width: 20%;">A（千円未満切捨）</td> </tr> <tr> <td>交付上限額</td> <td></td> <td></td> <td>100,000円</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>交付申請額</td> <td></td> <td></td> <td>,000円</td> <td>（AとBの少ない方）</td> </tr> </table>	助成対象経費	円×8/10=		,000円	A（千円未満切捨）	交付上限額			100,000円	B	交付申請額			,000円	（AとBの少ない方）
助成対象経費	円×8/10=		,000円	A（千円未満切捨）												
交付上限額			100,000円	B												
交付申請額			,000円	（AとBの少ない方）												
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 次のいずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認記載事項証明書 ・ 検査済証 ・ 確認済証 <input type="checkbox"/> 案内図 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 住宅の現況が確認できる図書（各階平面図、配置図など） <input type="checkbox"/> 改修工事の見積書の写し（数量、単価が分かるもの） <input type="checkbox"/> 改修の内容が分かる図書 <input type="checkbox"/> 現況の写真（工事をする箇所を2点以上） <input type="checkbox"/> 申請者以外に所有者がいる場合、住宅所有者の同意書 <input type="checkbox"/> 債権者登録依頼書（補助金振込口座の登録依頼書） 															

2面に続く

係 員	係 長	課 長

受付欄

第1号様式（第2面）

<p>6 実施する工事の種別 （該当するものを全てチェック）</p> <p>右の工事は、市内事業者による施工である必要があります。</p>	<p><input type="checkbox"/> 段差の解消 玄関までの敷地内の通路、玄関、廊下、各部屋の出入口について、2cmを超える段差を、床のかさ上げ、建具の交換等により2cm以下にする工事</p> <p><input type="checkbox"/> 傾斜路（スロープ）の設置 1. 玄関までの敷地内の通路（屋外）、玄関、廊下、各部屋の出入口について、高低差が2cmを超える区間に傾斜路を設置する工事 2. 工事内容は町田市福祉のまちづくり総合推進条例で小規模共同住宅等における「階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の基準に合致すること</p> <p><input type="checkbox"/> 手すりの設置 玄関までの敷地内の通路、玄関、廊下、各部屋について、市長が必要と認める部分に手すり（ただし、身体を支持する目的で使用するものに限る）を設置する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 床の張替（防滑化） 1. 浴室、便所、台所など水を使用する部屋全面の床を防滑仕上げの床材（C.S.R・B=0.6以上）に張り替える工事 2. 段差の解消等に伴い床を防滑仕上げの床材（C.S.R=0.3以上）に張り替える工事</p> <p><input type="checkbox"/> 便所の改修 和式便器を洋式便器（暖房便座・洗浄機能付き便器含む）に交換する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 浴槽の改修 次の基準を満たさない浴槽を、いずれも満たすものに交換する工事 1. 浴槽の縁の高さが、床面から40～45cm程度 2. 浴槽の深さが50cm程度</p>
<p>右の工事は、市内事業者による施工でなくてもよいです。</p>	<p><input type="checkbox"/> エレベーター等の設置 ホームエレベーター、段差解消機、階段昇降機を据え付ける工事（機器本体の費用含む）</p>
<p>7 個人情報の取扱いについて</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は町田市住宅バリアフリー化改修事業の実施のために、市が保有する申請者世帯の個人情報（居住状況、所有状況、納税状況等）を利用することに同意します。</p>